

平成15年9月定例会会議録

1 日時

平成15年9月29日（月） 開会 午後2時00分
閉会 午後3時10分

2 場所

教育委員室

3 出席委員

委員長 高木 恒雄
委員長職務代理者 村瀬 光一
委員 砂田 清子
教育長 落合 護

欠席委員

委員 數野 美つ子

4 出席職員

教育次長 高崎 哲郎
管理部長 松本 泰彦
学校教育部長 坂口 和治
生涯学習部長 石井 英一
生涯学習部次長 阿部 忠弘
管理部参事兼総務課長 瀬上 清司
管理部参事兼財務課長 松本 秀男
学校教育部参事兼学務課長 加藤 嘉美
生涯学習部参事兼生涯スポーツ課長 野内 修
生涯学習部参事兼中央図書館長 方波見 光彦
施設課長 木村 和弘
指導課長 西崎 勝則
保健体育課長 山岸 信和
社会教育課長 河野辺 則夫
文化課長 市原 悟
青少年課長 福地 幹夫
青少年センター所長 加藤 廣行

5 議題等

請願第1号 平和図書展示に際し、平和に関する各人の思想良心の自由が尊重される資料提供を求める請願他3件

請願第2号 図書館が、図書館の自由に関する宣言に則った形で運営されることを求める請願他12件

請願第3号 図書館職員に対し、利用者の思想良心の自由の尊重を求める請願他6件

請願第4号 図書館の運営を外部民間機関へ委託することを求める請願

請願第5号 職員の処分を求める請願

報告第7号 職員の任免について

議案第36号 平成15年度教育功労者表彰について

議案第37号 船橋市青少年センター運営協議会委員の委嘱について

その他 (1) 教員の処分について

(2) 船橋市西図書館の蔵書廃棄に係わる損害賠償請求事件の判決について
委員長選挙及び委員長職務代理者の指定

6 議事の内容

【委員長】 開会宣言 午後2時

ただいまから教育委員会9月定例会を開催いたします。

本日の開催に当たりまして、數野委員が病気により会議を欠席することになりましたので、報告いたします。

それでは、前回の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、前回の会議録について承認いたします。

今回の教育委員会定例会の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨1名より申し出がございました。傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

【委員長】

傍聴人にお願いがございます。お渡しいたしました遵守事項をよく守っていただき、傍聴されるようお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、請願第5号、報告第7号、議案第36号、議案第37号、「教員の処分について」及び「委員長選挙及び委員長職務代理者の指定」は、処分に関する案件、表彰に関する案件及び人事に関する案件ですので、審議は非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

請願第5号、報告第7号、議案第36号、議案第37号、「教員の処分について」及び「委員長選挙及び委員長職務代理者の指定」は、船橋市教育委員会会議規則第14条第1項の規定により、審議は非公開といたします。

それでは、請願について審議に入る前に、私の方より、今回の請願の内容については、西図書館の問題に関連して、図書館の運営、図書館職員の資質等に関して提出されておりますが、廃棄事件後、図書館運営について事務改善が行われ、適正に行われているのでしょうか、生涯学習部長に説明を求めます。

【生涯学習部長】

実は、昨年この事件が発覚しまして、この問題はどこにあるのかということで、我々は洗い出しをいたしました。その中で、図書に関して、ベテラン職員に廃棄をゆだねすぎていた部分があるのではないのか。また、それと、もう1つ大きな問題としては、除籍に関して、1カ月分まとめて図書整理簿によって事後決裁を行っていたということ、これが一番大きな問題ではないかと思えます。それらを考えまして、その後、長期不明図書は除きますけれども、原則として除籍は汚損本、それとまた破損が著しく補修不可能なもの、こういうものだけに限るといたしました。そして、このものについて除籍する場合も、現物を館長に確認してもらって、決裁を受けた後、除籍をする、そういうふうに変えました。それから、そのほかで除籍基準に該当するような本につきましては、すべて北図書館の共同書庫に移管いたします。そして、移管しましたら、4図書館で構成します共同書庫運営委員会の合議によりまして除籍を決めていく、そのように変えております。その際には、除籍の理由もちゃんとはっきり明示をする、そういうふうに変えました。このように変えましたことから、今後、このような問題は起こらないと考えております。

また、市民の方々に大分ご迷惑をおかけしましたということから、図書館の改革プロジェクトチームをつくりまして、市民サービスの向上、また経費の削減などにつきまして、来年度に向けて今検討しているところでございます。

以上でございます。

【委員長】

今回の請願について先にいただいている請願書には、1から26までの項目がありまして、議案には5項目にまとめてありますが、そのことに関しまして、事務局よりご説明を願います。

【事務局】

それでは、ご説明申し上げます。今回、請願者より受理いたしました26項目の請願につきましては、多岐にわたる内容でございます。それぞれの請願内容について適正にご審議をいただくため、この請願を内容ごとに大きく5つに分類をさせていただきました。請願第1号から請願第5号としてご審議をしていただきたいと思います。

最初に、請願第1号につきましては、お手元に配付されております請願書に、平和図書展示関係について、請願書の①から④までといたします。これを「平和図書展示に際し、平和に関する各人の思想良心の自由が尊重される資料提供を求める請願他3件」といたします。

請願第2号につきましては、図書館の運営について、請願書の⑤から⑧、⑪から⑰、24から25までといたしまして、「図書館が、図書館の自由に関する宣言に則った形で運営されることを求める請願他12件」についてといたします。

請願第3号につきましては、図書館職員の資質について、請願書の⑨、⑩、⑱から22までとして、「図書館職員に対し、利用者の思想良心の自由の尊重を求める請願他6件」といたします。

請願第4号につきましては、請願書23の「図書館の運営を外部民間機関へ委託することを求める請願」といたします。

最後に、請願第5号につきましては、請願書26の「職員の処分を求める請願」といたします。

なお、請願者には、5つに分けて審議することについて、事務局よりご説明いたしまして、ご了承を得ていますことを申し添えます。

以上でございます。

【委員長】

ただいま事務局より請願の審議方法について説明がありましたが、今回の請願について、請願1号から第5号に分けて審議することとしてよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

それでは、請願の審議に入ります。

請願第1号から第4号まで、中央図書館、説明願います。

【中央図書館長】

それでは、まず請願第1号の①から④の平和図書展示関連につきましてご説明いたします。

船橋市では、昭和61年に世界の恒久平和と核兵器の廃絶を目指しまして平和都市宣言をしております。このことにかかわります啓発事業としまして、本年も平和写真展ですとか、映画祭や講演会などさまざまな催し物が行われておりました。図書館での事業といた

しましては、平和都市宣言の趣旨に沿いまして、毎年8月の1カ月間、市内4図書館におきまして、各館で所蔵しております蔵書の中から平和に関する図書を展示しまして、市民の方々に提供しております。図書の展示につきましては、各図書館のスペースによりまして展示の方法等は若干異なりますけれども、所蔵資料の中から50冊から250冊程度、例示的に展示いたします。展示期間中は、貸し出し状況に応じまして随時補充を行っております。

請願の②にございます平和図書の展示目録でございますが、中央図書館、西、東の3図書館では目録をつくっておりません。ただし、北図書館につきましては、展示テーマを、本年は広島、長崎の原爆に絞って企画しております、配布用の簡単なパンフレットをつくっておりますので、ごらんいただくことは可能でございます。

平和関連図書の収集につきましては、船橋市図書館資料収集方針、一般書選書基準に基づきまして、通常の収集業務の中で行っております。請願の③にございます平和図書展示の選考基準につきましては、平成6年に4図書館の実務者レベルでの申し合わせ事項がございます。平和図書の収集範囲をここで取り決めておりますので、開示は可能でございます。

請願者の方が①及び④ほかでご指摘のとおり、職員が図書館の自由に関する宣言の趣旨を尊重して日常業務に従事するよう指導を徹底してまいります。

次に、図書館運営にかかわります請願第2号⑤から⑧、⑪から⑰、24から25につきましては、請願者の方の趣旨のとおりでございます、先ほども触れましたが、図書館の基本的な理念と社会的責任を明確に表明いたしました宣言の趣旨を遵守して運営してまいります。

なお、図書館資料の収集に当たりましては、宣言にもございますが、多様な対立する意見のある問題につきましては、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集することに努めております。図書館員の個人的な関心ですとか好みによって資料の選択はいたしません。

また、著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することなどもいたしません。

図書館利用者の読書事実など、プライバシーに属しますことも厳守いたしております。

図書館資料の廃棄に関しまして、図書館は将来にわたる利用に備えるために資料を保存する役割も負っております。このことにつきましては、西図書館での蔵書の廃棄問題以後、業務改善を行い、厳正で適正な蔵書管理に努めているところでございます。

次に、図書館職員の資質にかかわります請願第3号⑨から⑰及び⑲から22につきましても、請願者の方のご指摘のとおりでございます。私たちは図書館の自由に関する宣言を尊重し、図書館員の倫理綱領を職務遂行上守るべき図書館員の規範としまして個々の職員に周知して、日常生活に活かしていくことで、市民の皆様への信頼回復に努めてまいりたいと思っております。

次に、請願第4号23の図書館の運営を外部民間機関へ委託するにつきましては、図

書館改革のためのプロジェクトチームでカウンター業務の民間業者への委託につきまして、検討を行いましたけれども、図書館の運営上、デメリットも多いため、委託化案は見送りとなりました。したがって、現在のところ、外部民間機関への運営の委託化は考えておりません。

以上でございます。

【委員長】

ただいま請願第1号から4号に関して、中央図書館長よりの説明がございました。何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【委員】

請願第1号で平和図書と出てきますが、平和図書の定義について教えていただきたいことと、展示目録は北図書館はつくっているけれども、他の3館はつくっていないというご説明でしたが、展示目録は作成することは難しいことですか、その2点をお聞かせください。

【中央図書館長】

まず、平和図書の定義に関しましては、図書館のお客様の平和についての考え方、価値観はさまざまでありまして、100人いらっしゃいますと、100通りのお考えもございます。定義づけは大変に難しく、資料の範囲を幅広くとらえることにしております。また、展示の際は、所蔵資料ですとか、展示しました資料以外でのお客様のご要望にも、当然リクエスト等で対応するような方針で企画自体は立てられております。

なお、冒頭で触れましたが、4図書館の担当者レベルでの平和図書の範囲の取り決めというのがございまして、そこでは幾つか挙げられております。1つは、昭和史、それから広島、長崎の被爆問題、日本の戦争文学ですとか日本の防衛問題、国連や日本の国際貢献、平和運動ですとか、そのほか民族紛争とか難民問題とか、非常に幅広くとらえております。

それから、展示目録の作成についてでございますが、現状では北図書館の1館だけが展示目録を作成しております。非常に幅広い範疇から、なるべく多くの資料を例示的に展示いたしますので、1つは量的な問題がございます。また、毎日毎日貸し出しがございます。展示してある資料も貸し出しをいたしますので、状況により補充もいたしますが、今言いましたように、展示資料は常に動いております関係で、北以外の中央、東、西図書館では、特に展示目録を作成してはおりませんでした。次回からはテーマを絞り込むとかして、展示目録の作成もできるのではないかとということで、その辺も検討していきたいと考えております。

【委員長】

請願第2号についてご質問いたしますが、図書館の自由に関する宣言に反するようなことというのは、最近、西図書館問題以外に起こっているのでしょうか。

【中央図書館長】

図書館の自由に関する宣言の趣旨から外れているようなことは現状ではないと確信して

おります。

【委員長】

請願第3号について、私から1つ。職員の専門的な研修は行われているのでしょうか。

【中央図書館長】

図書館職員の専門的な研修に関しましては、まず、司書の資格を取得するための司書講習がございまして、約2カ月間ほど、文部科学省から委嘱された大学へ通うことになりまして、この講習へ、昨年度が1名、本年度は3名を参加させております。参加させますことで、専門的業務に携わる職員を養成しているわけでございます。

それから、国レベルの、文部科学省レベルの研修では、図書館司書専門講座が約2週間ほどありますが、ここに1名を参加させています。そのほか、一般行政職から着任しました新任の館長を対象としました、やはり文部科学省の行います4日間ほどの研修でありますけれども、新任図書館長研修というのも開催が予定されておりますので、それらの研修への参加も進めていきたいと思っております。

また、県内では千葉県立図書館が主催します新任職員研修会、中堅職員研修会等がございます。さらに、千葉県公共図書館協会主催での館長研修会等も企画されております。これらの研修会への参加を進めながら、職員の資質向上に努めていきたいと思っております。

【委員長】

司書の資格を取るための講習があるようですが、現在司書はどのくらいおりますか。

【中央図書館長】

4月1日現在ですが、4図書館の職員が68名でございますけれども、司書資格は20名、約3割ほど資格を持っている職員がおります。この夏に3名を受講させましたので、23名、34%程度まで上がるかと思っております。

ほかの自治体と比べまして言いますと、文部科学省から公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準というのが出ておまして、そこで人口段階別30万人以上で、貸し出し活動が上位1割の図書館の職員数の平均が98名なんですけれども、司書はそのうち58名程度、ほぼ6割程度の充足率ということになります。

【委員長】

まだ船橋市は司書が不足しているのですか。

【中央図書館長】

まだ半分程度でしょうか。県内でも、この周辺ではほぼ6割近く司書が確保されております。

【委員長】

新任館長の講習があるということですがけれども、館長は司書じゃなくてもいいんですか。

【中央図書館長】

図書館法上の規定はございませんが、先ほど申しました望ましい基準というのは、図書館法18条に基づくものでございますけれども、その中では、館長となる者は司書となる

資格を有する者が望ましいという規定がされているだけでございます。ですから、絶対条件ではございません。

【委員長】

今、館長の中で司書の方はいらっしゃいますか。

【中央図書館長】

4図書館長のうち、司書資格者は1名でございます。

【委員】

平和図書の展示というのは、ほかの都市でも通常的にやっていることですか。それから、請願第2号の中で、図書館利用に障害のある方がたくさんお見えになられると思うのですが、そういう方々への配慮は、ハード面、ソフト面、現状ではどのようになっておりますでしょうか。

【中央図書館長】

まず、他の自治体での平和図書の同類の事業についてでございますが、千葉市の若葉図書館が8月に同じような平和図書コーナーを設置しまして平和関連図書の展示を行っております。習志野市、浦安市、わかっている範囲では、あと松戸、鎌ヶ谷でも同様の展示会を開催しております。

図書館利用に障害のある方への配慮についてですが、いわゆる障害者サービスと言われております範疇の身体面での図書館の使いにくさを解消するためのエレベーターの設置ですとか、点字ブロックですとかスロープの敷設、専用トイレの設置ですとか施設面での整備だけではございませんで、視覚障害者の方への対面朗読ですとか録音図書の提供ですとか、中高齢者の方への大活字本ですとか拡大読書機の整備、外出の困難な方への宅配、そのほか資料面での非常に幅広い課題であると認識しております。今後、1つ1つ充実に努めていくことが必要だと認識しております。

【委員長】

点字図書は置いてありますか。

【中央図書館長】

点字の図書は置いてございません。点字資料に関しましては、広報資料が若干置いてあるだけでございます。

【委員】

請願第4号に外部団体機関へ委託することを求める請願が出ておりますけど、今、行政では盛んに経費節減で民間団体に移管したりはしていますけれども、図書カウンター業務を民間に委託することによって起きる場合のデメリットを説明していただけますでしょうか。

【中央図書館長】

委託に関しましては、図書館改革のためのプロジェクトチームで検討いたしました。まず何より財政的に非常勤職員の雇用に比べまして、委託料の時間単価が高いということが

挙げられると思います。それから、カウンター業務というのは専門的業務を当然含みますので、安定的な、しかも継続的な要素を求められます。受託会社は、当然アルバイトを配置してくるために、事業の継続性というものが保証されませんので、安定した市民サービスができないということが言えるかと思います。

さらに、市民サービスの窓口でありますカウンター業務につきましては、図書館業務の基本でありますので、ここを経験しませんで電話でのインフォメーションですとか、レファレンス、資料の収集とか整理業務につくことは無理がございます。したがって、定期異動で配属されてきます一般職員の育成もまるで困難になるわけがございます。これらの理由によって、委託はちょっと無理だろうという判断をいたしました。

それにかかわらず改革案の検討でございますけれども、図書館の業務を詳細に分析することで、整理業務の効率化ですとか、運営コストの削減等を検討しながら、迅速な資料提供などで市民サービスの向上を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

【委員】

図書館改革の正式名称を教えてください。

【生涯学習部長】

これは私の私的なプロジェクトだったんですけれども、図書館改革プロジェクトチームという名前をつけてやっております。

【委員長】

それは生涯学習部長の私的な機関ということでよろしいんですね。

【生涯学習部長】

はい。

【委員長】

その委員会でも検討した結果、市民サービスやコストの面でデメリットがある、そういう結論に達したということでもよろしいわけですね。

【生涯学習部長】

そのとおりでございます。

【委員長】

図書館長何かありますか。

【中央図書館長】

おっしゃるとおりでございます。よりよい方向性を探りながら、市民のための図書館サービスを目指していきたいと思っております。

【教育長】

図書館では、司書や一般事務の方がどのようにローテーションをくんで仕事をおこなっているのですか。

【中央図書館長】

中央図書館を例にしますと、庶務を担当します職員以外は閲覧の現場に出るローテーションに入っております。司書の充足率が低いので、ほとんど全員が同じような横並びの仕事につくような結果でございます。

【教育長】

わかりました。

【委員】

今、民間委託についての見解と、プロジェクトの答申をあわせてお聞きいたしました。図書館改革プロジェクトというのを設けて、熱心にいろいろ運営面で、どのような形で運営していったら市民サービスに最も適切になるかということは今もなさっているわけですが、事務処理の問題を含めて、日々いろいろ改革が進んでいる時代ですので、どうぞさらに検討を重ねられて、市民の皆さんが、本当に図書館に来てよかったというような図書館づくりを目指していただきたいと思います。

それから、本来の業務とはかけ離れる私の希望なのかもしれませんが、図書館というところは、健常の人も障害の方もいらっしゃる。そこでお互いに触れ合う、お互いが知り合う、お互いが助け合うという側面も、図書館は大いに持つと思いますので、そのあたりもどうぞ市民のみなさんが十分に図書館の恩恵が受けられるような運営をという大きな目的に向かって頑張っていただきたいと思います。

【委員】

この請願書がこうやって出てくるということは、この中で拝見していますと、もうやっけていて当たり前なこと、当然もう継続してやっていることが随分含まれておると思うんですけれども、今後このような、請願書をいただかないように努力していただきたいと思います。

【委員長】

それでは、各請願について採決に入りたいと思いますが、何かご意見ございますか。

【委員】

請願第1号から第3号については、先ほど図書館長よりご説明いただいたように、図書館の自由に関する宣言の周知や職務上の規範にかかわる職員研修をきちんとやっけていらっしゃることだと思います。請願第4号の民間委託に関しましては、先ほどの説明では、コスト面、サービス面でかなりのデメリットがあるということでございます。ですから、私といたしましては、第1号から第3号については採択、請願第4号については不採択といたしたいと思います。

【委員】

私も今の意見に賛成をします。

【委員長】

ほかに何かご意見ございませんか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、採決いたします。

請願第1号「平和図書展示に際し、平和に関する各人の思想良心の自由が尊重される資料提供を求める請願他3件」について、採択することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

【委員長】

請願第1号については採択となりました。

続きまして、請願第2号「図書館が、図書館の自由に関する宣言に則った形で運営されることを求める請願他12件」について、採択することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

【委員長】

請願第2号については採択となりました。

続きまして、請願第3号「図書館職員に対し、利用者の思想良心の自由の尊重を求める請願他6件」を採択することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

【委員長】

請願第3号については採択となりました。

続きまして、請願第4号「図書館の運営を外部民間機関へ委託することを求める請願」を採択することに賛成の方、挙手願います。

(挙手なし)

【委員長】

挙手がありませんでしたので、請願第4号については不採択となりました。

続きまして、請願第5号につきまして審議いたしますので、傍聴人及び関係職員以外は退席願います。

(傍聴人、関係職員以外退席)

請願第5号「職員の処分を求める請願」について総務課長より説明後審議に入り、審議の結果、不採択となりました。

【委員長】

続きまして、「船橋市西図書館の蔵書廃棄に係る損害賠償請求事件の判決について」社会教育課、説明をお願いいたします。

【社会教育課長】

本事件は、平成13年8月に西図書館におきまして、除籍理由を明らかにできない特定の著者の書籍多数を含む107冊が、一時期に大量に除籍及び処分されたことにつきまして、著者8名と新しい歴史教科書をつくる会の9者から、船橋市と司書に対しまして、平成14年8月13日付で東京地方裁判所に、各自計2,700万円の損害賠償を求める訴訟が提起されたものでございます。裁判の進行につきましては、平成14年10月1日に第1回口頭弁論が行われまして、その後、進行協議4回と2回の口頭弁論を経まして、平成15年7月15日に結審し、9月9日に判決が言い渡されたものでございます。

判決の主文としましては、原告らの請求をいずれも棄却する。訴訟費用は原告らの負担とするということでございます。

以上でございます。

【委員長】

何かご意見、ご質問ございますか。

【委員】

これはその後、上告はされていないのですか。

【社会教育課長】

今のところ、まだ連絡は入ってございません。

【委員長】

ほかにごありますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

続きまして、議案第36号「平成15年度教育功労者表彰について」を審議いたしますので、傍聴の方は退場願います。

(傍聴人退場)

議案第36号「平成15年度教育功労者表彰について」総務課長より説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第37号「船橋市青少年センター運営協議会委員の委嘱について」青少年センターより説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

続きまして、「職員の処分について」報告をしていただきますので、関係職員以外の方は退席願います。

(関係職員以外退席)

その他「職員の処分について」学務課より報告された。

【委員長】

続きまして、報告第7号「職員の任免について」説明していただきますので、学校教育部長、学務課長、退席願います。

(学校教育部長、学務課長退席)

報告第7号「職員の任免について」総務課より報告された。

続いて、委員長選挙及び委員長職務代理者の指定が行われ、委員長に村瀬光一委員が、委員長職務代理者に数野美つ子委員がそれぞれ決定した。

【委員長】

それでは、職員、傍聴人を入場させてください。

(職員、傍聴人入場)

【委員長】

ただいま教育委員会の委員長の選挙、それから職務代理者の指定を行いました。新しい委員長に村瀬委員、職務代理者といたしまして数野委員を指定させていただきましたので、ご報告を申し上げます。

それでは、新委員長のごあいさつをお願いいたします。

【村瀬委員】

(あいさつ)

【委員長】

本日予定しておりました議案等の審議は終了いたしました。各委員から何かございま

すでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

これで教育委員会9月定例会を閉会いたします。

閉会宣言 3時10分